

令和2年(2020年)4月28日

保護者の皆様

滋賀県立石部高等学校
校長 中島 清承

新型コロナウイルス感染症感染拡大防止のための臨時休業の延長について（お知らせ）

平素より、本校教育活動にご理解とご協力を賜り、深く感謝申し上げます。

さて、県内の感染状況を踏まえ、学校保健安全法第20条に基づいて、全ての県立学校について、下記のとおり臨時休業期間が延長となりました。

保護者の皆様におかれましては、感染リスクの低減および県内の感染拡大を抑制するための延長措置について、ご理解をいただくとともに、今後も引き続きお子様の健康観察や感染防止対策など、ご家庭でのご協力をどうぞよろしくお願いいたします。

記

1 臨時休業期間の延長について

令和2年4月13日（月）から5月6日（水）を、令和2年5月31日（日）まで延長

※終期については、国の緊急事態宣言等を踏まえて、変更される場合もあります。

2 学習課題および登校日等について

- ・臨時休業期間中は、全学年とも自宅待機（家庭学習）とします。今後の学習課題等はご家庭に郵送、または本校ホームページに掲載します。

- ・質問等がある場合は、電話だけでなく石部高校特設メールBOXを利用することができます。

※メールアドレス ishibe-h.toku@pref-shiga.ed.jp 受付は平日の8:30～17:00

- ・5月7日（木）（および8日（金））を提出期限としている学習課題等については、11日（月）以降に提出日（登校日等）を設定します。日時はホームページ等でお知らせします。

3 具体的な対応について

- ・新型コロナウイルス感染症拡大防止のための臨時休業の延長です。これまでどおり『不要不急の外出を控える』とともに、『手洗い・うがい・咳エチケット等の徹底』、『密閉・密集・密接を避ける』等のご指導と工夫をお願いします。

- ・発熱、咳等の症状がある場合は家庭で静養し、37.5℃以上の熱が4日以上続いたり、強いだるさや息苦しさがある場合は、帰国者・接触者相談センター（別添1参照）に連絡のうえ、その指示に従うようにしてください。

- ・学校からの連絡事項については、本校ホームページに随時掲載いたしますので、確認をしてください。また臨時休業期間中の緊急時に連絡がとれますよう、連絡先に変更がある場合は必ず学校にお伝えください。

- ・臨時休業期間中の部活動は禁止です。校内外における活動、練習試合等も含め活動はできません。